

正

車返西住宅管理組合駐車場契約書

車返西住宅管理組合（以下「甲」とする。）と車返西住宅居住者

_____号棟_____号室_____（以下「乙」といいます。）

とは、甲の管理する団地内_____号棟_____番 駐車場内に乙の保有する下記の自動車
を指定の駐車場に駐車するため以下の通り契約を締結します。

自動車の表示

(1) 車 名

(2) 車輛登録番号 (記入例) 多摩 5 5 5 よ 8 5 7 1)

--	--	--	--

第1条 (駐車場使用の証明)

甲は、乙の請求により、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行います。

第2条 (駐車料金)

- 駐車料金は月額6,750円也と定め、乙は、利用月の10日に甲の定める方法によってこれを甲に支払うものとします。ただし、月の途中で契約締結の場合は、1ヶ月を30日として日割計算とします。
2. 月の途中で於いて解約した場合、乙はその月の月額分を支払わねばなりません。ただし、乙が1ヶ月の予告期間をもって解約の申出をした場合は、日割計算にて支払うことができます。

第3条 (乙の賠償義務)

乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車又は付属品に損害を与えたときは、乙は、自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

第4条 (甲の免責)

天災、地変、火災、盗難その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由によって乙の自動車その他の物件に損害が生じても、甲は、一切その責を負いません。

第5条 (乙の義務)

- 乙は、駐車場の利用に際しては、以下の事項を順守し、敷地の安全と環境の維持に努めることとします。
- イ. 駐車場内に自動車以外のものを放置しない。
- ロ. 駐車場に接した緑地内の除草を実施し、緑地環境を維持する。
2. 自己保有車の車種等に変更があった場合は、乙は、別に定める様式により、すみやかに甲に届出なければなりません。

第6条 (利用権の譲渡禁止)

乙は、乙の保有にかかわるといえども、契約外の自動車を駐車せしめ、又は他人に本駐車場を利用せしめ、或いは、本契約上の権利を譲渡することはできません。

第7条（駐車料金の変更）

甲は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども1ヶ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第8条（解約）

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1ヶ月前に各々相手方に予告しなければなりません。ただし、乙が当団地から退去するときは、乙は退去する日をもって本契約は当然解約するものとします。この場合の駐車料金は第2条の規定により計算します。また乙が退去する日の15日前までに甲に予告しなければなりません。

第9条（契約の解除）

乙が本契約に違反したときまたは、利用第2条に定めによる支払いがないときは、甲は予告なしに直ちに本契約を解除することができます。

第10条（契約の更新）

本契約期間の満了1ヶ月前までに甲乙いずれよりも解約の申出のない場合は、本契約はさらに2ヶ年更新されるものとし、その後においても同様とします。ただし、駐車場の入替え等で駐車位置が変更になったときは、再契約を交わすものとします。

第11条（駐車場の優先者利用）

甲は、契約の更新時に申請があった身障者家族（身障者手帳提出）と介護家族（該当は介護保険認定者のうち要介護度3から5の高齢者を介護している家族）に棟前駐車場を2年毎優先に提供します。

なお、身障手帳や介護証明書に変更があった場合、乙はすみやかに甲に届出なければなりません。

第12条（車両の制限）

本駐車場に駐車できる車両は、乗用車及び貨物兼乗用車とし、駐車区域内に収まることを条件とします。

第13条（契約の期間）

本契約の有効期間は2024年10月1日から2026年9月30日までとします。
この契約締結の証として、契約書を2通作成する。甲乙は署名、捺印のうえ各自1通を保有します。

年 月 日

甲 車返西住宅管理組合 理 事 長 ⑨

乙 車返西住宅 _____号棟 _____号室 _____ ⑨